



04 Sept. 5

オオタカ住む山里の自然 いつまでも！

# 瓦版にゆうす

旧日本IBMグランド跡地対策協議会



NO. 27

## 長谷工の立場に 裁判官も「？」

### 長谷工による損害賠償請求に「反撃」

さる6月14日から24日にかけてIBMグランド跡地前で繰り広げられた住民の抗議行動に対し、長谷工は住民4名に対し名指しで200万円の損害賠償請求裁判を起こし、その第一回公判が8月24日東京地裁にて開かれました。

公判で対策協議会側は、長谷工が建築主あるいは工事請負人のどちらの立場から訴えているのか、また被告が負わせたとする具体的損害と妨害行為は何か、明らかにすることを要求するとともに、この訴訟が6月24日に取り交わされた「...事態を解決するために話し合いを行う」という双方合意の確認書の精神に反するものであることを訴えました。裁判官も「原告の立場が解りにくいので次回明らかにするように」との言葉で公判を締めくくりました。建築主不在の異常さが法廷でも問題となった公判初日でした。次回は10月12日午前10時から開かれます。709号法廷の42の傍聴席を埋めつくし、住民の思いを法廷に満たしましょう。

### 町田市の車両認定に「異議申し立て」

IBM正門前道路へ大型の工事車両が進入できるように「特殊車両認定」をした町田市に対し、道路法や行政不服審査法による法的手続きにのっとり8月10日に異議申し立てをしました。今回の車両認定により工事が強行されれば、乗用車でさえすれ違うのが困難な狭い取り付け道路に、1日200台近くの工事関係車両が進入する事態が発生します。予想される住民の日常生活への甚大な被害をどう考えているのか、多くの住民の怒りの声が申し立てにつながりました。

9月2日には口頭意見陳述が市庁舎で行われ、大森弁護士が「大企業に脅されて認定を出した、という風聞まである。住民の暮らしを守るのが行政の道。市民として回答に期待したい。」と町田市に伝えました。

### オオタカ 今、改めて企業責任を問う

～「町田猛禽類調査プロジェクト」からメッセージ～

町田警察と住民のパトロールのおかげで、密猟やカメラ被害から守られ、オオタカの幼鳥は無事に育っています。生態系のバランスがとれ、様々な野生動植物が生息するこの環境を守ることは、次代を担う子どもたちの心の成長にも大切なこと。ご協力いただいている方、あたたかく見守っていただいている方々に感謝しております。

先の住民説明会で長谷工は、東京都や町田市の行政指導には暗に従わない(法律違反などない、協力の依頼に過ぎない)と回答しました。そして、専門家による「分科会」で方向を見定めたいと提案してきたのです。しかし、調査しなければ、いくら専門家と称する人が集まっても保護の手段など見つかりません。「まず調査せよ」という行政の指導に従わないその姿勢から考えると、「分科会」で不都合な結論が出た場合も当然従わないでしょう。

「地球規模の持続可能な社会」つまり、自然と人とが未永く共存することが企業の責任として当たり前と言われる時代です。経営者だけでなく社員・株主にも、更に国など行政、国民も同様です。長谷工と建築主5社は「調査すら拒否する」ことで「未来の子供に対する、優しさや思いやり」のかけらも見られない企業と思われるも仕方ありません。国民の財産である大切な野生動植物を死滅に追いやる行為は、オオタカに代わって法に訴える義務が私たち市民にあるとさえ感じています。「環境保護は事業主の責務」と環境基本法に定められていることを、あらためてここに明記しておきます。

**次回住民説明会は 9月19日(日)**

**午後4時よりコスモス会館にて**

**長谷工、建築主が出席を拒否した場合は「住民集会」とし、状況を詳細にご報告いたします。**

協議会事務局：東京都町田市玉川学園2-19-5 玉川学園町内会（連合会）事務所 042-725-0438

銀行口座：とみん銀行玉川学園支店普通預金 4047583

ホームページ：<http://taisaku.holy.jp/>